

別添 1

「山形県立山形西高等学校」自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

貸し付ける教育財産	貸付期間	自動販売機の 種類	備考
山形市鉄砲町一丁目 15 番 64 号 山形県立山形西高等学校 体育館前ポーチ 建物 1.8 平方メートル イ 自動販売機設置部分 (幅 1.2 メートル、奥行 0.9 メートル) ロ 回収ボックス設置部分 (幅 0.8 メートル、奥行 0.9 メートル)	令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで	イ 飲料 (ペット ボトル入り及 び缶入り) 1 台 ロ 回収ボックス 1 個	高さ 2.0 メート ル以内

※ 1 貸付面積には、放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

※ 2 貸付期間の更新はしない。

2 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

上記 1 に記載されている容積以内とする。

② デザイン (外観色を含む。)

周辺環境・利用者に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② フロンの使用

冷媒には、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用しない機種（低 GWP 冷媒機）とする。

また、断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用しない機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（自動販売機据付基準策定委員会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法：昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受ける、若しくは届出をしなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

ペットボトル用及び空き缶用 1 個を自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

ウ その他収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて設置者が適切に回収し、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

3 販売商品の種類等

(1) 種類

酒類を除くペットボトル容器又は缶入りの清涼飲料水とする。

(2) 価格

山形市内における標準的な小売価格(定価)未満とする。

4 貸付料

落札金額とする。

5 光熱水費等

光熱水費等の金額は、設置者が設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産目的外使用許可事務取扱要領の別表1 光熱水費算定基準を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

設置者は月別の販売数について、毎年4月から9月までの分にあつては10月末日までに、10月から翌年の3月までの分にあつては同年の4月末日までに学校長に報告すること。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、借受財産返還届を提出し、原状に回復して学校長の確認を受けなければならない。

10 自動販売機の設置に伴う事故

学校長の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 学校長の責に帰することが明らかな場合を除き、学校長はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。